

可罷出候。其上聊疎意有間敷候。此旨各儘可申聞候。猶  
鈴因可被申候。謹言。

八月十七日

中居村

辨慶殿(眞清田三右衛門)

長澤(筑前) 國 在判

八月廿二日。上杉景勝、珠洲郡鹽津の四郎右衛  
門尉に、その正院出港船一艘の分國內諸役を免  
除す。

【刀禰文書】 珠洲郡

一六一六

向後海上之御用可相達之由。因茲能州正院出湊之船壹  
艘、御分國中諸役被成御免許者也。仍執達如件。

天正六 八月廿二日 朱印(上杉景勝)

尾張守(新野田長政) 在判  
三河守(竹保慶綱) 在判  
下野守(齊藤朝信) 在判

能州鹽津

四郎右衛門尉

九月廿二日。柴田勝家、長連龍に、明春を以て  
助勢せんとすることを報す。

【長 文書】 金澤

一六一七

其國之儀無異儀、殊更穴水城堅固被相踏、度々敵取寄處、  
被及二戰、以御粉骨每事儘被仰付由、尤候。於我等大  
慶不過之候。就其深尾入道被仰含旨、達上聞候。然者  
重疊御申之内、堀久太爲御使他行間、下右彦右衛門尉可  
馳走候由申候。不相届仕立無是非候。様子此仁可爲演  
說候。菟角當年者海上通路不輒條、來春早々可被成御  
行候。拙者勿論可相動候。年内儀者海上不任覺悟候。彌  
其表丈夫御拘可爲肝要候。但御存分候者、重而可示給  
候。隨其請、御詫萬端付而不可有疎意候。尙聞下可令  
申候。恐々謹言。(中村閣下齋宗)

九月廿二日

長九郎左衛門尉殿

勝家 在判(柴田)

御返報

(長九郎左衛門は當時好連といひ、天正八年正月十

一日には連龍とせり。改名の時期詳かならず。

九月廿三日。長連龍、鳳至郡平野村の兵衛に、  
その穴水に籠城馳走したる功を賞す。

【北徴遺文】

一六一八

此度令籠城、致馳走候事神妙候。然者地子つく田一圓可  
扶持候。彌馳走肝要候也。

天正六 九月廿三日

好連 在判

平野村兵衛どのへ

十月二十日。次郎丸さこ、田所太郎兵衛に、田  
地を返却す。

【乘念寺文書】 鹿島郡

一六一九

田所より次郎丸を出し申田地之事、公方之御費用なり不  
申候に付而、拾俵に代物公方へ相立申候に付而、田所に相  
返し申候。若子々孫々におゐて、少もいらんわづらひ申輩  
あるまじく候。仍爲後日證文如件。

天正六年十月廿日

次郎丸さこ 略押

其時之囁おこ 略押

田所 大郎兵衛殿まいる

十一月十一日。織田信長、越中の佐々長秋に、  
守山に退きたる長連龍を扶助せしむ。

【長 文書】 金澤

一六二〇

孝恩寺事、至越州森山相退之由、其聞え候。來春者人數  
可差越候條、本意必然に候。次香西長光所持に付而、此  
方越度候へ共路次如何之由、其理候。其方相越候時可持  
參、於其地辛勞察覺候。猶久太郎可申候也。(堀秀政)

十一月十一日

佐々權左衛門殿

織田信長 印

【長 文書】

一六二一

將又香西長光之事、是亦懇申上候。別而被成御祝着候。  
然者佐權左被罷出候刻被相渡、可有御進上候由御意  
候。已上。

御使札並御腰物元重被懸御意候。御懇志併畏入存候。殊